



令和3年5月11日

開催方法変更

令和3年4月26日

住宅局市街地建築課

マンションの老朽化等に関する基準について検討します ～要除却認定基準に関する検討会の開催～

昨年の「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の改正により、老朽化したマンションなど、要除却認定[※]の対象となるマンションの類型が拡充されました。このマンションの老朽化等に関する具体的な基準を議論するため、有識者による検討会を設置し、第1回検討会を次のとおり開催します。

※マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条に基づく認定

1. 日時：令和3年5月13日（木）15時～17時
2. 場所：~~ミューゼンダスペースAP虎ノ門3階ROOM1~~
~~（東京都港区西新橋1-6-15 NS虎ノ門ビル）~~※委員事務局以外はWebにて参加
※緊急事態宣言の延長によりWeb開催に変更しました。
3. 主な議題（予定）：
マンションの除却の必要性に係る認定基準（要除却認定基準）について
4. 委員：別紙のとおり
5. 傍聴等：~~※Web開催に変更のため、カメラ撮りは行いません。~~
 - ・会議は公開にて行いますが、~~カメラ撮りは冒頭のみ~~傍聴はWeb上のみとします。
 - ・Web会議の都合上、アクセス数に限りがありますので、1社（団体）につき1名までとします。また、希望者多数の場合は先着順とします。
 - ・~~カメラ撮り又は~~Web上での傍聴を希望される方は、令和3年5月7日（金）12時までに、以下のとおりメールにてご連絡ください。
件名：【~~カメラ撮り希望~~/傍聴希望】第1回 要除却認定基準に関する検討会
本文：氏名（ふりがな）、所属、メールアドレス、直通電話番号
送信先：hqt-mansion★gxb.mlit.go.jp（★を@に変えて送信してください）
~~カメラ撮り~~傍聴の可否については、5月11日（火）中にご連絡します。
6. その他
会議資料及び議事要旨は、後日国土交通省ホームページに掲載します。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室 企画専門官 高橋(宏)
技術係長 高橋(祥)
代表：03-5253-8111